

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月30日
【会社名】	Billing System株式会社
【英訳名】	Billing System Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 江田 敏彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
【電話番号】	03-5501-4400
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理本部長 住原 智彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
【電話番号】	03-5501-4400
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理本部長 住原 智彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年3月29日開催の当社第16回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 平成28年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
 期末配当に関する事項
 当社普通株式1株につき金15円00銭

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 事業活動の多様化及び今後の事業展開に備えるため、定款第2条（目的）の事業目的の文言を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第29条（取締役の責任免除）第2項及び第39条（監査役の責任免除）第2項の一部を変更するものであります。
- (3) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするため、定款第31条（選任方法）第3項及び第4項を新設し、第32条（任期）第2項を変更するものであります。
- (4) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役として、岡部長栄を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、井出一男を選任するものであります

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	8,383	37	18	（注）1	可決（99.34%）
第2号議案	8,415	5	18	（注）2	可決（99.72%）
第3号議案 岡部 長栄	8,400	20	18	（注）3	可決（99.54%）
第4号議案 井出 一男	8,413	7	18	（注）3	可決（99.70%）

- （注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
- 2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- 3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
 該当事項ありません。

